第３１回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和５年１月３０日（月）午後３時００分から午後４時３０分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１４人

会　長	１５番	中井　　悟			
会長職務代理	７番	西元　道啓			
委　員	１番	黒川　利光	２番	近藤　一祝	
	３番	髙山　重人	６番	宮武　正人	
	８番	吉田　靖志	９番	石井　妙司	
	１０番	金子　辰四郎	１１番	安田　伸二	
	１２番	坂野　幸夫	１３番	坂井　明治	
	１４番	杉本　峯一	１６番	伊藤　忠幸	

４　欠席委員　　５番　岩間　勇市

５　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第７　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農地利用配分計画（案）について

第８　　令和５年農作業雇用標準賃金について

第９　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

６　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

7　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、　１４　名であります。
定足数に達しておりますので、これから第　３１　回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が岩間委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは、３番　高山委員と６番　宮武委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第３０回の総会以降の諸般について、報告いたします。

１月４日　新年交礼会　町民センター

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番から番号１１番について、一括上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和５年１月３０日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。契約期間は、平成１１年３月３１日から平成２１年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２４年１月３１日から平成２５年１月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。契約期間は、平成２８年３月４日から令和８年３月３日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年１月１８日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成３０年７月６日から令和６年７月５日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年１月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成１４年１１月１日から平成２４年１１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１８日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、

田で〇〇㎡です。契約期間は、平成３１年３月２８日から令和６年３月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１２日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号７番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、平成３１年３月２８日から令和６年３月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１２日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号８番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、平成１４年１月３１日から平成２４年３月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月２３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号９番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、平成１１年５月６日から平成１４年４月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号１０番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和１年５月７日から令和６年４月２５日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年１月３０日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号１１番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和１年５月７日から令和６年４月２５日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年１月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５

年１月３０日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番
（近藤委員）

番号１番、番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおり耕作できないため解約をするものです。場所につきましては、〇〇から曲がり、〇〇さんの住宅のちょうど裏側になります。

番号２番について、場所は、〇〇の〇〇手前にある圃場です。以上です。

９番
（石井委員）

番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇へと分かれる道を、〇〇方面に〇〇ほど下がった所なのですけれども、〇〇さんの住宅の前を通りますと、〇〇がありまして、そちらの右と左の圃場になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

１２番
（坂野委員）

番号４番について説明させて頂きます。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は、〇〇の〇〇近くの圃場になります。よろしくお願いします。

７番
（西元委員）

番号５番に関しましてご説明させていただきます。内容については事務局説明のとおりです。場所に関しましては〇〇に入る道が２本あります。〇〇と〇〇、〇〇と〇〇の４箇所に囲まれたちょうど真ん中に位置する農地でございます。よろしくお願いいたします。

番号６番に関しまして〇〇さんと〇〇さんの件でございますが、事務局説明のとおり後継者に代を移すということで、〇〇さんとは解約する事となります。場所に関しましては、〇〇さんの住宅から〇〇側に１つ、〇〇側にもうひとつございます。よろしくお願いいたします。

番号７番に関しましてご説明します。場所に関して、〇〇さんの住宅から〇〇に向かって行きまして、〇〇と〇〇が交わる所で

ございます。そこの〇〇側に位置する農地でございます。よろしくお願いいたします。

番号８番についてご説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇から〇〇の方へ向かって行きますと〇〇さん宅がございます。それの裏に位置する団地でございます。

番号９番の場所ですけれども、８番の圃場の〇〇挟んだ反対側に位置する圃場となります。よろしくお願いいたします。

８番
（吉田委員）

番号１０番と１１番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。場所ですが、１０番なのですけど、〇〇を〇〇ほど〇〇の方に進みますと左側の〇〇側の〇〇沿いに２ｍほど低い田んぼが３枚並んでありまして、その田んぼから真っ直ぐ〇〇側に向かってあるのが、１０番の田んぼになります。

番号１１番は１０番の並んでいる田んぼに１枚似たような形の田んぼが〇〇側に向かってあり、その圃場となります。後ほど３号議案にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

議案第１号は、原案のとおり受理することとします。

日程第５、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号１番から番号２番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第３条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和５年１月３０日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年１月２９日までの３年間です。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年１月２９日までの３年間です。
調査書については別紙記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１３番
（坂井委員）

番号１番、２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。番号１番の場所ですが、○○から○○ほど行きましたら、○○があるのですけれども、それを○○側に向かいまして、○○くらい行ったところに○○さんの住宅があるのですけれども、手前側の○○沿いの一角の圃場となってなります。

番号２番については番号１番の手前の圃場となります。よろしくお願いいたします。

議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号１番から番号２番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。 番号３番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 ○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（○○委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	番号３番、譲渡人は○○さん、譲受人は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は売買、譲渡理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円で、農地がほとんど遊休農地化していることからこの価格となっております。権利移転の日は、農地法第３条許可の日です。 調査書については別紙記載のとおりです。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１３番 **（坂井委員）**	番号３番についてご説明させていただきます。内容については事務局説明のとおりでございます。場所なのですが、○○さんの住宅の裏側にある○○側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号３番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。 暫時休憩とします。（○○委員着席） 再開します。 番号４番から番号５番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 ○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（○○委員退席） 再開します。
事務局 **（小柳係長）**	番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年１月２９日までの３年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年１月２９

	日までの３年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 ご審議お願いいたします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１番 （黒川委員）	番号４番と５番について説明いたします。内容は事務局説明のとおりでございます。場所ですが、４番が〇〇がある交差点の〇〇側の１角の２箇所になります。 番号５番が番号４番付近の圃場なのですけれども、〇〇さんの家に入っていく道路があり、その角になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号４番から番号５番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。 暫時休憩とします。（〇〇委員着席） 再開します。 番号６番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（〇〇委員退席） 再開します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）

番号６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和８年１月２９日までの３年間です。

調査書については別紙記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１１番（安田委員）

番号６番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、○○さんの住宅から○○の方へ向かいまして、○○の手前を左へ曲がった所にある農地です。よろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

本案の番号６番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

暫時休憩とします。（○○委員着席）

再開します。

番号７番から番号１３番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局 （小柳係長）	番号７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１５年１月２９日までの１０年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 番号８番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１５年１月２９日までの１０年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 番号９番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸付するものです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１５年１月２９日までの１０年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 番号１０番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年１月２９日までの５年間です。 調査書については別紙記載のとおりです。 番号１１番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許

可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年１月２９日までの５年間です。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号１２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年１月２９日までの５年間です。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号１３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１０年１月２９日までの５年間です。
調査書については別紙記載のとおりです。
ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

７番
（西元委員）

番号７番から１０番までについてご説明申し上げます。７番の○○さんと○○さんの内容については事務局説明のとおりでございます。場所は、○○から○○さんの住宅の方に入って行きまして、○○さんの住宅の道路挟んで反対側の農地一団地、そこから○○の方へ降りていきまして、ちょうど○○になっており、その○○の所から下側にもう一団地ございます。

番号８番ですが、番号７番からさらに○○側に位置する田んぼになります。

つづきまして番号９番の○○さんと○○さんの件でございますが、図面に載っているところを見ますと、まず○○さんの住宅の周りの農地です。それと○○から○○に向かって行って、一番最初にある田んぼ、それから数枚離れてもう一団地、もう一つがそ

れよりも〇〇側になるのですけれども、もう一本農道が通っております。その道に入ってすぐの田んぼになります。さらにそこからちょっと過ぎましてもう一団地ございます。また、皆様方に配られている資料で、〇〇さんの住宅がありますけれども、その少し〇〇に〇〇さんの住宅があり、その近くの農道を入って行って、脇に位置する農地でございます。〇〇にある農地に関しましては、〇〇さんの家がある方の〇〇のすぐ脇から〇〇の方に向かう道路が１本ございます。それを進んでいきまして、一番奥に位置する農地でございます。よろしくお願いいたします。

番号１０番、〇〇さんの農地に関しましては、先ほど解約された所、〇〇さんの家から〇〇側に位置する農地でございます。よろしくお願いいたします。

番号１１番、〇〇さんの農地は〇〇の〇〇さんの住宅を曲がってちょうどぶつかった所から〇〇ほど〇〇側に戻りまして、〇〇の両側に位置する農地でございます。

番号１２番、〇〇さんと〇〇さんの農地については、〇〇の〇〇から〇〇側に入りまして、ちょうど〇〇あたりから中間のあたりに位置する〇〇さんの住宅の裏側に位置ある農地です。

番号１３番、〇〇さんの農地は、１２番の農地を挟んだ反対側にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号７番から番号１３番については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第６、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号１番から番号９番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。
令和５年１月３０日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年２月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年３月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号２番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年１１月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年１２月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年２月６日から令和１５年２月５日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号４番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等

をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０a 当たりの価格は田で○○円及び○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年２月６日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号５番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０a 当たりの価格は畑で○○円、総額で○○円です。当該地は昨年まで○○が契約していましたが、作付けしている箇所はわずかで、大部分を遊休農地化させないために草刈りのみ行っているため、この価格となっています。契約期間は、令和５年２月６日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、耕作できないためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号６番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年４月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年５月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号７番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○、田で○○㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年２月６日から令和１０年２月５日までの５年間です。貸付理由は、耕作できないためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号８番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５

年４月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

番号９番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年３月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年４月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

１３番（坂井委員）　番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、先ほど、議案第２号で出てきた場所から○○に○○ほど行った圃場でございます。よろしくお願いいたします。

９番（石井委員）　番号２番について説明します。先ほども説明しましたが、○○から左に曲がり、○○方面へ向かいまして、○○さんの家の前を通りすぎると○○がありますが、その右と左に広がる農地になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１２番（坂野委員）　番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、○○さん宅の裏から○○に向かって大きく三か所ある圃場です。よろしくお願いいたします。

１６番（伊藤委員）　番号４番、５番、６番について説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。４番の場所ですが、○○さんの住宅から、左の方へ入って行く道路があるのですけれども、その両サイドにある団地になります。

番号５番の場所ですが、○○さんの住宅の裏側の○○挟んで斜め向かいの場所になります。

番号６番の場所は、○○さん宅と○○の住宅の手前側にあるのですが、そこから○○側の方に○○ほど行ったところから左側の方に入っていく所にある圃場となります。よろしくお願いいたします。

１１番
（安田委員）

番号７番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、○○さんの住宅の向かいから○○さんの住宅の裏の○○側に入っていくところにある圃場です。先月の総会と合わせますと○○さんの共済図面に載っている農地が全て○○さんに移った形となります。よろしくお願いいたします。

８番
（吉田委員）

番号８番、９番についてご説明いたします。８番９番、共に事務局説明のとおり売買となっております。まず８番の場所ですが、２号議案にも出てきたのですけれども、○○を○○方面へ進みまして、左側の○○側に一段低い水田が並んでいまして、一番手前の田んぼから真っ直ぐ○○側に並んでいる３枚の圃場になります。

番号９番の場所ですが、８番の圃場の隣に２枚○○側に向かって並んでいる圃場になります。よろしくお願いいたします。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

議　長

本案の番号１番から番号９番について、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号１０番について、上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
○○委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。（〇〇委員退席）
再開します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　番号１０番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０a 当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。水の条件が悪いため、この価格となっております。対価の支払期限は令和５年２月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年３月１日です。譲渡理由は、隣接する圃場と団地化するためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

７番（西元委員）　番号１０番に関しましてご説明申し上げます。内容に関しましては事務局説明のとおりでございます。場所は、〇〇を〇〇の方へ向って行きまして、〇〇の手前に〇〇がございます。そこの〇〇から道路が一本左にあるのですけど、その道路を左に入ってその奥に〇〇さんの住宅がございます。その手前が丘になっておりまして、丘を上がるような道路がございます。そこを上がっていった農地でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長　本案の番号１０番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩とします。（〇〇委員着席）
再開します。

番号１１番について、上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩とします。（〇〇委員退席）
再開します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　番号１１番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。昨年の農地パトにて遊休農地判定となった農地のため、この価格となっております。対価の支払期限は令和５年２月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年３月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書については別紙記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１４番（杉本委員）　番号１１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇を〇〇方面へ向って渡ってすぐ、左に曲がった道路、そこから〇〇方面に走った道路があり、左側には〇〇があり、その向かいの圃場です。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（異議なし）

議　長　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長	本案の番号１１番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 暫時休憩とします。（〇〇委員着席） 再開します。 日程第７、議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。 番号１番について、上程します。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。 令和５年１月３０日提出。蘭越町農業委員会長名。 番号１番、権利の設定を受ける者は、〇〇、権利の設定をする者は、札幌市　北海道農業公社。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借、期間は令和５年３月１５日から令和８年１１月１日までの３年間です。賃貸借開始が３月ですが、今後の手続きの関係上、１月総会に上程しております。価格は総額で、〇〇円です。借受理由は、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るためです。 ご審議お願いいたします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１０番 **（金子委員）**	番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇から見て〇〇の方の一角となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長　議案第４号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第８、協議第１号、令和５年農作業雇用標準賃金の改定についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局長（高田局長）　協議第１号、令和５年農作業雇用標準賃金について

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。
昨年につきましては、各作業賃金について据え置くことと決定しましたが、燃料費高騰が心配される情勢を踏まえて、付記事項として「燃料価格高騰時においては、双方協議決定すること（手作業を除く）」と追記することとしました。
今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託し、協議した内容について総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の振興・農政専門委員会の開催につきましては、次回の農業委員会総会前に開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

ないようですので、事務局の説明のとおり振興・農政専門委員会に付託し、検討していただきたいと思いますが、よろしいでし

	ょうか
全委員	異議なし
議　長	事務局の説明のとおり「振興・農政専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 日程第９、報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について事務局から報告願います。
事務局 **（小柳係長）**	報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、令和５年１月３０日提出、蘭越町農業委員会長名。 令和５年１月６日付けで、〇〇さんから父　〇〇さんより〇〇番について相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。
議　長	ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	以上で、よろしいですか。 その他の報告を事務局からお願いします。
事務局長 **（高田局長）**	次回総会は、２月２８日（火）午後２時３０分からを予定しております。 なお、総会終了後、農地専門員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 また、先にご案内しておりますとおり、２月２日午後１時３０分より山村開発センターにて、水田活用の直接支払金等に関する説明会が開催されます。 国の農政事務所職員が説明員を務める貴重な機会となりますので、制度への疑問点等、質問していただければと思います。
事務局 **（小柳係長）**	私からは、まずタブレット端末についてです。端末自体は昨年末に既に納入済みなのですが、１月１７日に札幌で開催されまし

た北海道農業会議主催の農業委員会サポートシステムの研修会にて、現在のタブレット端末に導入する現地確認アプリ等の開発状況について情報提供があり、アプリ自体の開発はほどんど終わっているものの、それをタブレットに入れ込む作業が上手くいかず、進捗が止まっており、実際に使用できるようになるのは令和５年度になってからになるとのことでした。

次に農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてです。令和５年４月１日施行の改正農業委員会法により全ての農業委員会において指針の作成が求められており、区域内における農地利用の最適化推進に関する目標、推進の方法、達成状況の評価方法等について定めなければならないこととされており、来月もしくは再来月の総会にて上程予定となっております。なお、指針の策定はタブレットの通信費等の交付金の交付要件となっております。

最後に令和６年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについてです。３枚ものの周知文書をご覧ください。後志地方連より要望に関する意見の取りまとめ依頼がきておりますので、地方連締め切りの３日前の２月２１日までに要望・意見がある場合は事務局まで報告願います。

以上です。

議　長

閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３１回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後４時３０分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞